

島本町競争入札参加資格審査申請をご検討中のみなさまへ

島本町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品製造・役務の提供等の契約事務においては、次のとおり島本町入札参加資格の有無（＝業者登録の有無）を確認しています。

島本町競争入札参加資格を得るための審査申請（＝業者登録の申請）をするか否かをご検討中の事業者様は、参考にしてください。

〔指名競争入札で契約相手を決める場合〕

町は、「指名日」の時点で島本町入札参加資格を有している事業者（＝業者登録済みの事業者）の中から入札に参加して頂く事業者を選定します。

〔制限付き一般競争入札で契約相手を決める場合〕

町は、案件ごとに公告文にて詳細を示しますが、基本的に公告日時点で島本町入札参加資格を有している（＝業者登録済みである）ことが必要となります。

〔入札を行わずに契約相手を決める場合〕

契約の予定価格が地方自治法施行令に定める額以下の場合等は、町は、入札を行わず、見積合わせ等によって契約相手を選定することがあります。（「随意契約」といいます。）

随意契約の場合は、入札参加資格を有していない（業者登録をしていない）事業者も、契約相手とする場合があります。

島本町入札参加資格（＝業者登録）の要否	
指名競争入札への参加	要
制限付き一般競争入札への参加	要
随意契約の契約相手となるとき	不要 (ただし、業者登録をしている事業者に優先的に見積依頼を行う場合等があります。)